

業務改善助成金 Q & A

(令和7年4月14日～)

令和7年4月9日作成

問43 業務に必要なあるいは有益な資格を取得するための費用は助成対象となりますか。

答 要領上、「事業を実施する上で必須となる資格の取得」にかかる費用は助成対象外とされていますが(別紙3(注8)④。飲食店における食品衛生責任者等)、労働者が特定の業務に従事する上で必須又は有益となる資格(タクシー業における2種免許、建設業における各種重機の運転資格等)の取得費用は助成対象となります。

問37 設備投資として、福祉車両(自動車)を導入します。車両本体以外の関連費用も助成対象となりますか。

答 自動車購入に際して支払を要する費用のうち、車両本体以外で助成対象となるものは、検査登録(届出)手続の代行費、車庫証明手続の代行費、納車費用等です。

一方、対象とならないものは、検査登録(届出)手続預かり法定費用、車庫証明手続預かり法定費用、販売車両リサイクル料金、自動車取得税、自動車重量税、自動車賠償責任保険等です。

なお、希望ナンバー交付手数料のほか、オーディオ等のオプション装備についても原則として対象外ですが、カーペットマット、サイドバイザー(ドアバイザー)等通常装備されるものについては助成対象となります。

(参考：乗用自動車や貨物自動車の購入について)

乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車(特種用途自動車を除く)については、物価高騰等の影響を受けた事業者(※)である場合に限り、助成対象となります。

※ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月のうち任意の1月における利益率(売上高総利益率又は売上高営業利益率)が3%ポイント以上低下している事業者(物価高騰等要件に該当する特例事業者)